投資顧問契約締結前交付書面(選択型自動売買) の改訂に係る新旧対照表

平成30年3月6日

改定後(新)

改定前(旧)

P1

○投資顧問契約の概要

省略

③ 上記①の自動売買プログラム等には各種 シストレのコースによって愛称がありそれ ぞれの取引プラットフォームや各種マニュ アルではそれらの愛称が使われていま す。MT4 を利用した DupliTrade では「熟練 助言者(EA)」、アヴァ MT4 マルチ・エージ ェント(以下 AMMA)では「選択 EA」と呼ば れます。 P1

○投資顧問契約の概要

省略

4 上記①の自動売買プログラム等には各種シストレのコースによって愛称がありそれぞれの取引プラットフォームや各種マニュアルではそれらの愛称が使われています。ミラートレーダーでは「ストラテジー」、MT4を利用したアヴァ MT4 マルチ・エージェント(以下 AMMA)では「選択 EA」、と呼ばれます。

Р3

省略

「MT4」口座にて「DupliTrade 社」のシステムをご利用のお客様

Р3

省略

① 「AVAミラートレーダー」口座(以下「ミラートレーダーロ座」といいます。)を開設したお客様

Р8

自動売買プログラム等の廃止/削除·採用審 香

自動売買プログラム等は、当社あるいは当社と契約している提供元の判断により、 予告なく提供の廃止や取引口座上からの削除をさせていただく場合がございます。お客様が削除対象となった自動売買プログラム等をご利用の場合であっても、当該自動売買プログラム等は廃止され、取引口座上から削除されますのでご了承ください。

自動売買プログラム等は、Win-invest Japan

P8

自動売買プログラム等の廃止/削除・採用 審査

自動売買プログラム等は、当社あるいは当社と契約している提供元の判断により、予告なく提供の廃止や取引口座上からの削除をさせていただく場合がございます。お客様が削除対象となった自動売買プログラム等をご利用の場合であっても、当該自動売買プログラム等は廃止され、取引口座上から削除されますのでご了承ください。

社(本社東京、金融商品取引業者、関東財務 局長(金商)第 1958 号、トレンドクルーズ及び AMMA の場合)、トリロジー社(本社大阪、金 融商品取引業者、近畿財務局長(金商)第 372 号、AMMA の場合)、株式会社プログレス マインド(本社東京、金融商品取引業者、関東 財務局長(金商)第 2327 号、AMMA の場合) および当社(本社東京、金融商品取引業者、 関東財務局長(金商)第 1662 号、AI-STABLE、AMMA 及び DupliTrade の場合)に よって作成されます。それらの自動売買プログ ラム等がお客様に提供される前には、当社に よって事前審査が行われます。当社の事前審 査は、各ロジックの損益幅やポジション数等が 一定の基準に合致しているかどうかについて 審査いたします。

1 当社の苦情処理措置について

当社は、お客様等からの苦情等のお申 出に対して、真摯に、また迅速に対応し、 お客様のご理解をいただくよう努めていま す。

当社の苦情等の申出先は、上記6の 苦情等の申出先のとおりです。また、苦 情解決に向けての標準的な流れは次の とおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決 案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情

自動売買プログラム等は、Tradency Inc. (本社テルアビブ、金融商品取引業者、 関東財務局長(金商)第2755号、ミラート レーダーの場合)、Win-invest Japan 社 (本 社東京、金融商品取引業者、関東財務局長 (金商) 第 1958 号、トレンドクルーズの場 合)、トリロジー社(本社大阪、金融商品取 引業者、近畿財務局長(金商)第 372 号、 AMMA の場合)、および当社(本社東京、金融 商品取引業者、関東財務局長(金商)第1662 号、AI-STABLE 及び、AMMA の場合) によって 作成されます。それらの自動売買プログラ ム等がお客様に提供される前には、当社に よって事前審査が行われます。当社の事前 審査は、各ロジックの損益幅やポジション 数等が一定の基準に合致しているかどうか について審査いたします。

8 当社の苦情処理措置について

当社は、お客様等からの苦情等のお申 出に対して、真摯に、また迅速に対応し、 お客様のご理解をいただくよう努めていま す。

当社の苦情等の申出先は、上記6の 苦情等の申出先のとおりです。また、苦 情解決に向けての標準的な流れは次の とおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

を受け付けています。この団体をご利用 になる場合には、次の連絡先までお申出 下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

<u>電 話 0120-64-5005(フリーダイ</u> ヤル)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話合いと解決

9 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標 <u>準的な流れは次のとおりです。詳しく</u> は、同センターにご照会下さい。

- お客様からのあっせん申立書
 の提出
- ② <u>あっせん申立書受理とあっせん</u><u>委員の選任</u>

9 当社の紛争解決措置について

当社は、上記により苦情の解決を図るほか、当社が加入している一般社団法人日本投資顧問業協会及び一般社団法人金融先物取引業協会から苦情の解決についての業務を受託している FINMAC(フィンマック)を通じて苦情の解決を図ります。

当社との苦情解決のため、FINMAC (フィンマック)をご利用になる場合には、下記「FINMAC (フィンマック)の相談窓口」までお申し出ください。

FINMAC(フィンマック)が行うあっせ ん手続の標準的な流れは次のとおりで す。

<u>(1)お客さまからのあっせん申立書</u> の提出

- ③ <u>お客様からのあっせん申立金の</u>納入
- ④ <u>あっせん委員によるお客様、会</u> 員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

(2)あっせん申立書受理とあっせん委員の選任

- (3)お客さまからのあっせん申立金の納入
- (4)あっせん委員によるお客さま、会 員業者への事情聴取

<u>(5)あっせん案の提示、受諾</u>

<u>詳しくは、FINMAC(フィンマック)にご</u> 照会ください。

苦情相談窓口

特定非営利活動法人 証券・金融商 品あっせん相談センター(FINMAC) 所在地

東京本部東京都中央区日本橋茅場 町 2-1-1 第二証券会館

大阪事務所大阪市中央区北浜 1-5-

5 大阪平和ビル

電話番号 0120-64-5005 受付時間 9:00~17:00 (※土・日・ 祭日を除く)

2 当社が行う業務

当社は、投資助言・代理業の他に、 第一種金融商品取引業を行っておりま す。

(注1)(注3)(注4)①自動売買プログラム等から任意のものを選択でき自動売買全体の稼働非稼働を選択できるかどうか?②自動売買プログラム等からの売買シグナルの受信のみ(自動注文執行を無効)にすることができるかどうか?③売買シグナルを受信する FX 取引口座で裁量売買が可能かどうか?について、DupliTrade は①YES、②NO、③YES、

DupliTrade は①YES,②NO,③YES、 AMMA は①YES、②NO、③NO(同時開 P12

10 当社が行う業務

当社は、投資助言・代理業の他に、第一種金融商品取引業を行っております。

(注1)(注3)(注4)①自動売買プログラム等から任意のものを選択でき自動売買全体の稼働非稼働を選択できるかどうか?②自動売買プログラム等からの売買シグナルの受信のみ(自動注文執行を無効)にすることができるかどうか?③売買シグナルを受信するFX取引口座で裁量売買が可能かどうか?について、ミラートレーダーは①YES、②YES、③YES、AMMAは①YES、②NO、③NO(同

設の別 MT4 口座を裁量売買専用にご利用いただく)という仕様になっています。

時開設の別 MT4 口座を裁量売買専用にご利用いただく) という仕様になっています。

平成30年3月6日 一部改訂